

# 国際教養大学さくら並木基金規程

令和2年8月21日  
理事長決定  
規程第128号

## (設置)

第1条 国際教養大学基金に関する基本規程第5条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学(以下「本学」という。)にさくら並木基金(以下「基金」という。)を置く。

## (構成)

第2条 基金は、第3条に規定する目的のために本学に寄附された寄附金及びその運用による果実その他大学経営会議において基金に組み入れることを決定した財産で構成する。

## (目的)

第3条 基金は、自然豊かな本学キャンパスが誇る桜並木を保全し、もってキャンパス環境の維持及び向上に資することを目的とする。

## (事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 本学キャンパスにおける桜の植樹
- 二 本学キャンパスの桜並木を保全するために必要な事業
- 三 その他前条に規定する目的達成のために必要な事業

## (事務)

第5条 基金に関する事務は、関係各課の協力のもと総務課が処理する。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この規程は、令和2年8月21日から施行する。